

- 急激な産業構造の転換に対応するため、デジタル分野に重点化した「人材育成の抜本強化」が必要。
- 生成AIの登場やDX時代に求められる人材像の変化等を踏まえて、現在の取組の必要な改革を実施。

現在の取組

1. デジタルスキル標準（DSS）

個人の学習や企業の人材確保・育成の指針として「デジタルスキル標準」を策定【令和4年12月】。
生成AIの登場を踏まえ、求められるスキル・リテラシーの変化に対応するための改訂を実施【令和5年8月】。

2. 第四次産業革命スキル習得講座（Reスキル講座）

IT・データを中心とした成長分野における専門的・実践的な教育訓練講座についてITSSレベル4相当を目指す講座を認定（128講座）【平成30年度～】。

3. 教育訓練支援制度

企業が従業員にReスキル講座を受講させた場合に、通常より高い助成率・助成額の「人材開発支援助成金」で支援。
また、Reスキル講座のうち一定の要件を満たす指定講座を受講する在職者等に「教育訓練給付」を支給。

DXやAIの急速な進歩に応じ、分野別の学びと実践の機会を提供・拡大していく

今後の主な取組・改革の方向性

- デジタルスキル標準を人材育成に活用するため、更なる普及促進、活用事例の横展開を行う【随時】。
- デジタルスキル標準に紐付く講座について、Reスキル講座・教育訓練給付指定講座として、新たに募集を開始【令和5年10月～】。募集に先駆けて事業者への説明会を実施済。E資格（約25講座）等のAI関連資格の講座も対象に。
- DX時代に求められる人材像やそのスキル習得方法の変化、担い手の裾野拡大という観点から、ITSSレベル3相当の教育訓練についても、認定制度の対象とすることを検討する。【年度内に検討・結論、来年度速やかに募集開始】
- 併せて、個人支援によるリスキリング推進の観点から、新たに認定される講座についても、教育訓練給付講座の指定対象とすることを検討する。【年度内に検討・結論、来年度速やかに募集開始】

こうした取組を通じ、**講座数・受講者数等の大幅な増加を目指す**

- 企業のデジタル化の担い手のIT人材からDX人材への変化を踏まえ、DX時代の人材像やスキルをデジタルスキル標準（DSS）として策定（令和4年12月）。個人の学習や企業の人材確保・育成の指針に。
- 本年8月、生成AIの登場を踏まえ、指示（プロンプト）の習熟等の必要性についてアップデート。
- 本年10月より、厚労省「教育訓練給付」に係るデジタル講座の指定基準として使われている。

全てのビジネスパーソン（経営層含む）

<DXリテラシー標準>

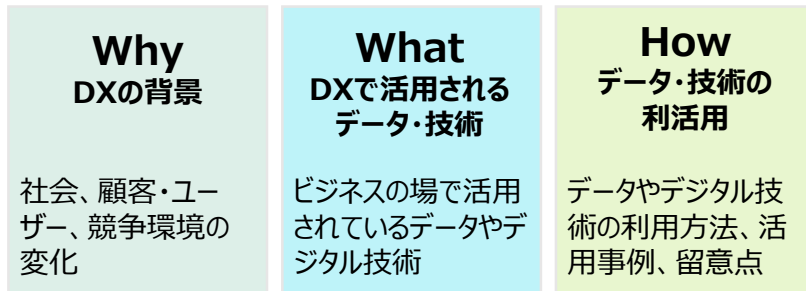
全てのビジネスパーソンが身につけるべき知識・スキルを定義

DXを推進する人材

<DX推進スキル標準>

DXを推進する人材タイプの役割や習得すべきスキルを定義

- ビジネスパーソン一人ひとりがDXに参画し、その成果を仕事や生活で役立てる上で必要となるマインド・スタンスや知識・スキル（Why、What、How）を定義し、それらの行動例や学習項目例を提示



マインド・スタンス

社会変化の中で新たな価値を生み出すために必要な意識・姿勢・行動

- DX推進に主に必要な5つの人材類型、各類型間の連携、役割（ロール）、必要なスキルと重要度を定義し、各スキルの学習項目例を提示



第四次産業革命スキル習得講座認定制度（Reスキル講座）の概要（参考資料2）

- ITやデータを中心とした将来の成長が強く見込まれ雇用創出に貢献する分野における**専門的・実践的な教育訓練講座**について、**ITSSLレベル4相当を目指す講座を経済産業大臣が認定**。認定講座は**128講座**。
- 同認定講座は、デジタルスキル標準（人材類型・レベル）に紐付け**民間企業等が提供するデジタル学習コンテンツを一元的に提示するポータルサイト“マナビDX（デラックス）”に掲載中**。
- 同認定講座のうち、**厚生労働省が定める一定の要件を満たし、厚生労働大臣の指定を受けた講座は「専門実践教育訓練給付」の対象となる**。

“マナビDX（デラックス）”

マナビDX MANABI DELUXE

講座一覧 マナビDXとは マナビDXでの学び方 講座提供希望の事業者の方へ

スキル標準から探す 何を学びたいですか? 検索

マナビDXは**すべての人**に**かんたん** ●登録不要
学びの場を提供します **あんしん** ●ログイン不要
うれしい ●政府運用サイト
●審査済み講座
●無償の講座多数
●前提知識不要

マナビDXとは

- デジタルスキル標準（人材類型・レベル）に紐付け民間等が提供するデジタル学習コンテンツを一元的提示。
- 167事業者約500講座掲載。

学習コンテンツ

ビジネスアーキテクト デザイナー データサイエンティスト

ソフトウェアエンジニア サイバーセキュリティ **Reスキル講座**

Reスキル講座概要

対象分野

①IT分野

- 新技術・システム（クラウド、IoT、**AI、データサイエンス**）
- 高度技術（セキュリティ、ネットワーク）
- **DX推進に関する知識及び技術**

②IT利活用分野

- モデルベース開発、自動運転、生産システムデジタル設計

認定を受けるまで



教育訓練給付の概要

(参考資料3)

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<p><u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u>を6か月ごとに支給。 ※訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、<u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u>を追加支給。</p>	<p><u>受講費用の40%（上限20万円）</u></p>	<p><u>受講費用の20%（上限10万円）</u></p>
支給要件	<p>在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）</p>		
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
対象講座指定要件	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 経済産業省連携 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 	<p><u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

(注) 講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績（速報値）。

人材開発支援助成金（令和5年度）の概要（参考資料4）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)※1 60%※2 70%※3	60% (45%)※1 75%※2 100%※3	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60%※2 70%※3	75%※2 100%※3	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がある休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練		960円※4	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成)	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がある休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	6,000円※5	7,200円※5	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～※7		事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合の助成率 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成（1人1日当たりの助成額）
 ※6 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置